官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○特定国外派遣組織を指定する件（総務三七六）　一
○返納を命じた旅券を無効とする件（外務四四二）　二
○保安林の指定をする件（農林水産一七八三～一七八九）　二
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一七九〇）　三
○自衛隊の使用する船舶の信号符字を付与する件（防衛二六四）　四
○自衛隊の使用する船舶の信号符字を取消しする件（同二六五）　四
○都市計画に関する件（関東地方整備局二三二～二三九）　五
○道路に関する件（近畿地方整備局一一〇、一一一）　五
○道路に関する件（四国地方整備局六五～六七）　七
〔国会事項〕
警察庁
〔人事異動〕
〔叙位・叙勲〕
〔官庁報告〕
労働
最低賃金の改正決定に関する公示（岡山労働局最低賃金公示二）　七
国家試験
令和八年測量士試験及び測量士補試験の施行（国土交通省）　七
基本測量関係事項公告（国土交通省）　八
労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　八
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一四六）　八
〔公　告〕
諸事項　九
官庁
金融商品取引業者営業保証金取戻し、財団関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　二六
会社その他

その他告示

○総務省告示第三百七十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十九条の五の三第一項の規定に基づき、次のとおり特定国外派遣組織を指定するので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

令和七年十一月二十七日

総務大臣　林　芳正

一　名称　令和七年度第二期カンボジア陸軍に対する要人警護に係る技術指導参加部隊

二　国外派遣期間　令和七年十一月二十八日から令和七年十二月十四日まで

三　派遣人数（概数）　二十人程度

四　派遣地域　カンボジア王国

○外務省告示第四百四十二号

次の旅券は、旅券法第十九条第一項第一号の規定に基づく返納命令に応じて返納されたが、同法第十八条第一項第八号の規定に基づき、効力を失うべきことを適当と認めたので、左記冒頭に記載の年月日に効力を失った。

令和七年十一月二十七日

外務大臣　茂木　敏充

記

失効年月日　令和七年十一月十二日
発行年月日　令和七年十月十五日
旅券番号　TM一四〇八五七

○農林水産省告示第千七百八十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　鳥取県八頭郡八頭町稗谷字上代七八、八四、八六、八七、九〇、九二、九四、一〇一の一、一〇一の二、一〇六の一、一〇六の二、一〇七、字屋敷上一二八、一二九、一三二、一三三、一三五から一三九まで、一三六の一、字高畔二九四の一、二九五の一、三〇七、三〇九、三一〇の一、字宮本三八五の一、三八七の一、三八七の二、三九〇の一、三九八の一、字上田四〇一の一、四〇三の一、四〇四の一、四〇七、四一二、四一三、四一四の一、四二二から四二五まで、四三〇、四三一、字岡四三六、四三九の二、四三九の三、四四一から四四三まで、四四六、四四七、四五〇、四五五、四五六、四六一から四六三まで、四七二、四七四、四七七の一、四七七の二、四七八、四七九、四九〇、字一水口四九五から四九九まで、五〇〇の二、五〇〇の三、五〇一、五〇三、五〇五、五〇六、字大平七九七、字東大平八〇五、八〇六の一、八〇六の二、八〇七の一、八〇七の二、字後山八〇八の一、八一一の一、八一三の一、八一四の一、八一六の一、八二二の一、八二三の一、字小円道八二六、八二七、八二八の一から八二八の五まで、八二九、八三〇の一、八三五、八三七、八四二の三、八四二の四、八四三、八四五の九、八四五の一〇、八四七の一、八五〇、八五一の一、八五一の二、八五三の一、八五三の二、八五五、字丸山八五七、八六〇、八六二から八六四まで、八七〇、八七一、八七六

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県庁及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千七百八十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和七年十一月二十七日

農林水産大臣　鈴木　憲和

一　㈠　保安林の所在場所　鳥取県鳥取市青谷町八葉寺字畑谷四三四から四三七まで、四三四の一、字山神四九六、四九八の一、四九八の六、字本ノヲトシ七七九の一、七七九の二、七八〇の一から七八〇の三まで、七八三の一、七八三の二

㈡　指定の目的　水源の涵養